

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（第二条関係）

目次 第一章～第四章（略）

第五章 計量証明の事業（第二十六条の二 第二十九条の三）

第六章（略）

第七章 雑則

附則

（指定定期検査機関の指定等の有効期間）

第十一条の二 法第二十八条の二第一項（法第百六条第三項、第二百一十一条第二項、第二百一十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第五章 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人）

第二十六条の二 法第百七条 ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人産業医学総合研究所
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 四 独立行政法人国立環境研究所

（計量証明の事業の登録を要しない場合に係る法律の規定）

第二十七条 法第百七条 ただし書の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第十九条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）
- 二 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十一号）による改正前の下水道事業センター法（昭和四十七年法律第四十一号）第十条第一項
- 三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条
- 四 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条

（計量証明の事業に係る物象の状態の量）

第二十八条 法第百七条第二号の政令で定める物象の状態の量は、次のとおりとする。

- 一 大気（大気中に放出される気体を含む。第二十九条の二において同じ。）水又は土壌（水底のたい積物を含む。同条において同じ。）中の物質の濃度
- 二 音圧レベル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）別表第二第六号の聴感補

正に係るものに限る。)

三 振動加速度レベル(計量単位令 別表第二第七号の感覚補正に係るものに限る。)

(認定を要する計量証明の事業)

第二十八条の二 法第百九条第三号の政令で定める事業は、第二十九条の二第一号に掲げる事業とする。

(計量証明検査を行うべき期間)

第二十九条 法第百十六条第一項の政令で定める特定計量器は別表第五の上欄に掲げるものとし、同項 各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第百十六条第一項第一号の政令で定める期間は、別表第五の下欄に掲げるとおりとする。

(特定計量証明事業)

第二十九条の二 法第百二十一条の二の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 大気、水又は土壌中のダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)の濃度の計量証明(法第十九条第一項第一号の計量証明をいう。以下同じ。)の事業
- 二 大気、水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・八 オクタクロロ 二・三・三a・四・七・七a ヘキサヒドロ 四・七 メタノール インデン(別名クロルデン)、一・一・一 トリクロロ 二・二 ビス(四-クロロフェニル)エタン(別名DDT)又は一・四・五・六・七・八・八 ヘプタクロロ 三a・四・七・七a テトラヒドロ 四・七 メタノール インデン(別名ヘプタクロル)の濃度の計量証明の事業

(認定特定計量証明事業者の認定の有効期間)

第二十九条の三 法第百二十一条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第六章(略)

第七章 雑則

(報告の徴収)

第三十九条 法第百四十七条第一項の規定により経済産業大臣(法第百六十八条の五第五号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に法第百四十七条第一項に規

定する事務を行わせる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構)又は都道府県知事若しくは特定市町村の長が報告させることができる事項は、別表第六の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

二～四 (略)

第四十条～第四十五条(略)

別表第一～別表第五(略)

別表第六(第三十九条関係)

報 告 対 象 者	報 告 の 内 容
一～十二 (略)	(略)
十三 法第百十条第一項の計量証明事業者	イ 計量証明の件数 ロ～ニ (略)
十四 法第百二十一条の三第一項の認定特定計量証明事業者	イ 特定計量証明事業(法第百二十一条の二の特定計量証明事業をいう。以下同じ。)に係る計量証明の件数 ロ 特定計量証明事業の業務の状況
十五～十八(略)	(略)

附 則

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。